

令和6年度公害等調整委員会 政策評価懇談会

日時：令和7年7月24日（木）14:00～16:00
場所：中央合同庁舎第4号館共用1214特別会議室
（Web会議システム併用）

総務省 公害等調整委員会事務局

【栗田事務局長】 皆様、事務局長の栗田でございます。座ったままで失礼いたします。本日は御多忙かつ大変お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻より少し早いのですが、御出席の皆様はおそろいようですので、令和6年度公害等調整委員会政策評価懇談会を始めさせていただきます。昨年同様、この会場とウェブ会議の併用で開催をさせていただいております。皆様には御協力をいただき誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、御参加いただいております有識者の皆様方の御紹介をさせていただきます。有識者の皆様方におかれましては、一言御挨拶をいただければと存じます。

まず最初に、早稲田大学社会科学総合学術院教授、稲生信男様。

【稲生構成員】 皆様、こんにちは。今日はオンラインでの参加となり、誠に申し訳ございません。私は、専門にしておりますは行政学、それから公共経営というところでございまして、お役に立てればという形で参加させていただいております。本日もどうぞよろしく願いいたします。

【栗田事務局長】 ありがとうございます。

続きまして、上智大学法学部教授、大橋真由美様。

【大橋（真）構成員】 上智大学の大橋でございます。昨年に引き続き、こちらに参加させていただいております。専攻は行政法でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【栗田事務局長】 次に神奈川県公害審査会会長、田上尚志様。

【田上構成員】 今年から委員になりました田上と申します。横浜で町弁中心の弁護士をしております。よろしくお願い申し上げます。

【栗田事務局長】 田上様には、本日の懇談会から新たに御参加いただくということで、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に日本司法支援センター常務理事、名執雅子様。

【名執構成員】 名執雅子と申します。日本司法支援センター、通称法テラスの理事をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【栗田事務局長】 続きまして、跡見学園女子大学マネジメント学部教授、丸岡吉人様。

【丸岡構成員】 丸岡です。どうぞよろしくお願い申し上げます。私は、もう数年この会に参加しております。専門は広報、あるいは広告などのコミュニケーションです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【栗田事務局長】 以上の皆様方でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、中川眞弓様におかれましては、御都合により本日は御欠席となります。

次に、公害等調整委員会の出席者を紹介させていただきます。

まず、委員長の永野厚郎でございます。

【永野委員長】 永野でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

【栗田事務局長】 続きまして、委員ですが、若生俊彦委員。

【若生委員】 若生でございます。よろしくどうぞお願いします。

【栗田事務局長】 北窓隆子委員。

【北窓委員】 北窓でございます。よろしくお願いいたします。

【栗田事務局長】 中村也寸志委員。

【中村委員】 中村也寸志でございます。7月1日付けで着任しました。よろしくお願いいたします。

【栗田事務局長】 オンラインで御参加の方々。加藤一実委員。

【加藤委員】 加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【栗田事務局長】 同じく、大橋洋一委員。

【大橋（洋）委員】 大橋でございます。よろしくお願いいたします。

【栗田事務局長】 同じく、大瀧敦子委員。

【大瀧委員】 大瀧でございます。7月1日に着任しました。よろしくお願いいたします。

【栗田事務局長】 そして、顧問の荒井勉でございます。

【荒井顧問】 荒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【栗田事務局長】 以上のメンバーになります。

中村委員、大瀧委員からも御紹介ありましたが、本年7月1日に着任いたしました。

なお、大瀧委員は、本日御都合により3時50分頃には御退席されると聞いております。

また、事務局からは、事務局長を務めます私、栗田、米澤次長、重里総務課長、石田調査官が出席しております。

本日は、私、栗田が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、有識者の皆様方におかれましては、発言を行われる際にマイクのボタンを押していただいて、手前のマイクを入れて、発言を終えましたらマイクを切るように御協力をお願いいたします。

それでは、最初に委員長の永野から、一言御挨拶を申し上げます。

【永野委員長】 委員長の永野でございます。着席のままで失礼いたします。

本日は大変お忙しい中、私ども公害等調整委員会の令和6年度政策評価懇談会に御参加いただき、誠にありがとうございます。皆様から、業務全般について有益な御意見を伺えますことに感謝申し上げます。

公害紛争の解決に特化した行政ADRである公害紛争処理制度が発足して半世紀余りが経過し、公害紛争の様相も大きく変化してきています。このような国民の紛争解決ニーズの変化に的確に 대응していくためには、制度を構成する公調委、都道府県審査会、市町村の公害苦情相談窓口が連携して、それぞれの強みと特色を活かした運用等を工夫して、解決が必要な事件を適切に吸い上げ、相応しい場での解決を図ることにより、制度全体としての解決力の総和を高めていくことが求められています。このような観点から、公調委では、昨年来、制度全体が目指すべきビジョン及び課題と方策を位置付けた「公害紛争処理制度の全体構想」を策定し、全国の公害審査会や苦情相談窓口とも問題意識を共有の上、実践に向けての取組を推進しているところです。

全体構想の下での公調委自身の取組としては、迅速・適正な紛争解決の観点から、早期に専門家の関与を得るとともに関係機関とも連携しながら、事案に応じたメリハリのある計画的な審理を行い、職権調停を活用して、紛争予防など将来志向の解決を図るほか、利用者の利便性の向上の観点から、期日等への積極的なWeb会議の活用や利用者層を想定した広報活動の工夫などの取組を進めているところであり、即断を許しませんが、データ面でも徐々に成果の兆しが見えつつあるように思われます。また、県審査会等の取組についても、中央委員会として、協議会、研修、機関紙「ちょうせい」紙面などを通して、問題意識の浸透や参考となる取組例やノウハウの共有をバックアップしており、本年5月に開催しました、公害審査会等の会長などが出席する連絡協議会では、取組に向けた、より自発的かつ前向きな発言が多く見られたところです。

もとより、このような改善・改革の取組は一朝一夕になるものではなく、試行錯誤を含む継続的な取組が必要となるものではありますが、今後もこのような取組を続けることにより、政策評価の項目についても、改善の成果が徐々に顕れてくることを期待しているところであります。

本日は、令和6年度の当委員会の取組結果が議題となっております。有識者の皆様には、率直で忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

たきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【栗田事務局長】 それでは、当委員会の業務及び政策評価についての御説明・意見交換のほうに移らせていただきます。

令和6年度は、令和5年度から令和9年度までの5か年の政策評価基本計画期間の2年目となっております。まず、本懇談会の位置づけなどにつきまして、総務課長の重里から御説明させていただきます。

【重里総務課長】 私のほうから説明させていただきます。資料1を御覧いただければと思います。

行政機関の中でございますけれども、政策評価に関する法律というものがございまして、行政機関はそれぞれ所管する政策を自ら評価し、その結果を政策に反映させなければならないとされているところでございます。その中で、中期的な基本計画と、1年ごとの実施計画ということがうたわれておりまして、参考2でございますけれども、こちらのほうは、私どもの基本計画でございまして、この基本計画においては、令和5年度から令和9年度の5か年で、政策の実績を評価していくという形を考えております。

その間でございますけれども、毎年、あらかじめ設定した目標の到達度などに関しましてモニタリングを継続して行っていくということを考えております。その一環といたしまして、本日、そうした実績などもお示しした上で、先ほどの基本計画の中にある通り、学識経験者からなる会議の開催を通じて御意見を頂戴いたしまして、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するという観点から御意見をいただければと思っておりますので、様々な多角的な観点から御意見を頂戴できればと思っておりますのでございます。

2枚目でございますが、先ほどの御説明を表の形にしておりまして、令和5年度から令和9年度の中で、昨年は令和5年度の実績につきまして、令和6年に入りますけれどもモニタリングをさせていただいたところでございます。青い丸、真ん中付近ですけれども、今年度のこの会議につきましては、令和6年度の実績について御説明をさせていただきまして、その実績等について、いろいろ御意見を頂戴できればと考えているところでございます。

以上です。

【栗田事務局長】 ただいまの説明のとおり、本日は当委員会の令和6年度における取組、モニタリング結果を御説明した上で、有識者の皆様に御意見を賜りたいと思っております。

資料2及び資料3に沿って、同じく総務課長、重里から御説明の後、意見交換を行いた

と思います。説明後、名簿順、すなわち50音順に御発言をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【重里総務課長】 それでは引き続き、私のほうから資料2、資料3につきまして、御説明したいと思います。資料3でございますけれども、こちらのほうが、先ほど申し上げたような目標に沿った実績を数値で一覧化したものでございます。そちらのほうを基に資料2、全体概要につきまして御説明したいと思っております。

それでは、資料2を御覧いただければと思います。スライド1、最初のほうは、政策の御紹介というところもございます、この辺は、我々の役割とか、こういったことをやっているかということを中心に御説明したいと思います。

スライド1でございますけれども、役割ということで、公害紛争処理と土地利用調整と、こちらの2つの関係につきまして、業務を行うという形になってございます。公害紛争処理については、裁定あるいは調停という形で、紛争を解決しているということでございます。

次、スライド2でございますけれども、これは紛争処理の流れということで、先ほどの委員長からの御挨拶にもございましたけれども、それぞれ役割がございまして、苦情処理の相談窓口、都道府県、市町村や、都道府県における公害審査会、あるいは、私ども公害等調整委員会ということで、それぞれが役割を担った上で、公害紛争処理をともに連携して行っていくという形になっているところでございます。

スライド3は、具体的な業務の流れということで、こちらのほうは、特段詳しくは御説明申し上げませんが、私どもの特徴としまして、御案内だと思いますけれども、裁定手続の流れのところがございます、専門委員の任命、職権で調査を行うといった形が特徴かと思っております。また、真ん中のところがございますけれども、裁定で申請が来た場合でも、職権で調停のほうに移行するといったことを試みるといった柔軟な対応を行った上で、紛争の解決につなげていくといった特徴がある機能となっているところでございます。

スライド4でございますけれども、最近の特徴ということでございまして、そんな大きな変化はございませんけれども、身近な都市型の生活環境被害という申出が多くなっているところでございます。その中でも騒音関係が46件。昨年度で申しますと、係属件数が72件でございますのでそのうちの6割くらいが騒音でございます。そのほかは、振動とか大気汚染とかになっているところでございます。

その中で、先ほども少し申し上げましたが、裁定事件の中でも調停での解決を志向

するところを、後ほどの全体構想の中でもうたっておりまして、終結が昨年度で申しますと33件だったわけでございますけども、そのうち職権調停に移行したものは11件となっております。調停が成立したのは8件となっております。こちらにつきまして、令和5年度で申しますと、職権調停は9件、調停の成立は6件ということで、少しずつ増えております。

下のほうに具体的な例ということで、名古屋市の件をご紹介しており、職権で調停案を提示し、受諾の勧告ということを行ったところでございまして、その上で、この事件は終結ということでございます。受諾の勧告については、参考までに令和6年度で申しますと、本件1件でございます。令和5年度で申しますと、3件あったというところでございます。

先ほど、身近な事案ということを申し上げましたけども、他方で下の2つでございすけども、自動車排ガスや西宮市の高速道路の関係でございすのと、複数の申請人、12名や153名と書いてございすけど、申請者が多数、あるいは被申請人も国を交えたといった形で、かなり大規模な案件もございす。このほかにも、新幹線の騒音ですとか、原子力発電所からの放射性物質等による大気汚染といった申請も上がってきているところでございす。

引き続きまして、スライド5でございす。こちらは、先ほどの実施計画の中で公害紛争処理関係及び土地利用調整関係の目標・方向性というものを打ち出しておりまして、公害紛争処理関係につきましては、公害紛争事件の迅速・適正な処理、あるいは、そもそも紛争処理制度の利用を促進するというところで、周知を図っていくといった目標なり方向性を打ち出しているところでございす。

それに基づきまして、実施状況を見るという観点から測定指標というのを設定いたしておりまして、それぞれの指標、あるいは観点につきまして、これから御説明させていただきたいと思っております。こちらの下線部は、令和5年度から始まった現計画から新しく加えた観点、あるいは指標でございす。

土地利用調整関係につきましては、案件はそんなに多くございませんので、実施状況につきまして、モニタリングしていくというような形を考えているというところになっております。

それでは、それぞれの説明に入ります前に、そういった方向性なり目標に向けて、我々がどういった取組をしているかということにつきまして、スライド6からご説明させていただきます。先ほどの委員長の挨拶にもございましたけども、こういった全体構想という

ことを取りまとめまして、こういった方向を打ち出して、実施に向けていろいろ取り組んでいるというところでございます。

まず、スライド6でございますけど、公害紛争処理全体としてのそれぞれの役割の強みを生かして、解決力の総和を高めるといったことを全体的なビジョンとして示しているというところでございます。

スライド7でございますが、下の部分、具体的にどういった取組をしているかというところでございまして、①にありますように、それぞれの機関において、自らの強みと特色を生かした運用・工夫をしていくといった意識づけ、あるいは改革を行っていくというところでございます。②利便性の向上の観点です。IT、ウェブ会議の活用といった観点でございます。あるいは、利用者への周知、そもそもが知られていないというところも含めまして、そういった取組を行っているというところになります。

スライド8でございますけども、もう少し具体的な取組というところでございまして、公害等調整委員会の柔軟な手続に関しまして、1つ目の丸でございますけども、専門委員の関与は、もともと行っているわけでございますけども、早期に関与を得まして事案の見立てを行って、計画的に行うというところでございます。現在の係属の事案が31件となっておりますところ、例えば現時点で申しますと15件につきましては、そういった関与を得ているという形になってございます。

あるいは、迅速・効率的な手続という観点、あるいは適正な解決というところで、先ほども御説明申し上げましたけども、職権による調停移行ですとか、受諾の勧告を活用していくといった形、あるいは、受命委員の活用といった形で迅速な手続に取り組んでおるところでございます。

スライド9に移りますと、②のところでございますけども、ITの活用ということで、規則も改正いたしまして、調停事案や裁定事件につきまして、裁定委員及び調停委員もウェブ会議での参加という形を行ってございます。

あるいは周知のところ、下のほうでございますけども、利用者、弁護士への周知ですとか、あるいは⑥地方との連携ということで、様々な会議の場ですとか、あるいは、そういった支援を行うという観点からウェブのセミナー、これはもう少し後ほど説明しますが、あるいは、アドバイザーを派遣するといった支援、バックアップということも行っていきたいと思っているところでございます。

もう一段、我々の取組の実績の前に、地方全体の状況ということで簡単に御紹介したい

と思います。スライド10でございますけれども、苦情相談の内訳や状況につきましては、あまり状況の変化はないというところはございます。

もう一段行かしまして、スライド11でございますけれども、これは各都道府県の受け付けた事件数、あるいは都道府県別の内訳ということになりますけれども、上のほうでございますけれども、そんなに大きい変動はございませんけれど、基準値に比べますと係属件数、あるいは終結件数の数が少しずつ増えているという傾向は見て取れるのかなと思っております。

他方、都道府県別に見ますと、これは過去3年ということで、全く件数がないというところも引き続きあるというところがございます。他方で、これは3年平均になってございますけれども、年度別に見てまいりますと、令和4年度におきましては13都道府県だったところが、令和5年度で見ますと15都道府県、令和6年度は20都道府県ということで、受付があった都道府県の数というのは、だんだん増えてきているというところがございます。

あるいは3年で見ますと、令和6年度で新規受付をした都道府県が7件ということもございまして、そういった観点から申しますと、先ほど、これも委員長の挨拶にございましたけれども、少しずつ変化の兆しというのが見えてきているかなというところがございますので、先ほどの全体構想の取組の浸透につきまして、引き続き注視していきたいと思っております。

ここまでが前段ということで、ここからが、先ほど申しましたような指標、あるいは目標値につきましての実績ということで、見ていきたいと思っております。

最初のスライドでございますが、12スライド目でございます。こちらが、公害等調整委員会における受付や終結の件数の実績でございます。御覧いただきますと、終結件数は、基準値でいくと22のところ、令和6年度で申しますと36件ということになっておりまして、ここにございますように過去最多の処理件数ということが出てきているところでございます。

その中で、迅速な処理という観点で、処理率という考え方で考えてみますと、単純に終結件数割る係属件数という形で数字、割合を考えてみますと、例えば基準値で申しますと、61分の22と大体3分の1ぐらいという形になるわけでございますけれども、令和6年度で申しますと、72分の36と2分の1になりますので、割合は増えてきていることが見て取れるということでございます。迅速な処理という観点で申しますと、そういった傾向

が出てきていると見て取れるのかなと考えているところでございます。

次でございますけれども、事件調査の実施状況というところでございまして、こちらのほうは、丁寧にやっていけばこういった調査の件数というのは増えていく。他方で、めり張りという観点から、あるいは既存のデータがあるなら、そういったものを活用すれば、改めて調査を行う必要もないというところがございまして、そういった面では数で申しますと、プラス・マイナスの両面があるという前提で数字を御覧いただければと思います。基準値は0.44、昨年度は0.32ということで、事件調査を行っているという数値が出ているところでございます。

続きまして、裁定事件の平均処理期間ということでございますけれども、あくまでも単純な平均ということになりますけれども、目標を設定いたしておりまして、専門的な調査を要する事件につきましては2年。あるいは、逆に専門的調査を要しない事件につきましては、1年3か月という目標を設定しているところでございます。令和6年度のところを御覧いただきますと、右上のところでございますが、約2年、あるいは約7か月ということで、それぞれ目標をおおむね達成したという形が数字として表れてきているところでございます。

内訳はヒストグラムで出しておりますけれども、大体2年付近が多い形になっております。真ん中の赤い枠囲みを見ていただきますと、その下にとても長い時間をかけて終結したのが1つございまして、それを含めた単純平均でいうと756日だったと。他方で、右端の処理期間の長い1件を除きますと、693日ということで、700日を切ってくるという形になってございます。中央値で見ましても717日ということで、そういった意味では2年より短い傾向が見て取れるというところでございます。専門的な調査を要しなかった事件は、下のほうにございますけれども、平均値が225日ぐらいという形になってございます。

スライド15でございますけれども、こちらのほうは未終結、係属したけれども終結していない事件というのが、どれぐらいの係属期間、たまっているかという観点からの数字ということでございまして、こちらのほうも基準値は1年4か月でございますけれども、令和6年度は約1年ということで、だんだんと短くなってきているという数値的な情報が出てきているということでございます。

内訳は左の下でございますけれども、2年以上というのは2件という形になってございまして、こちらは先ほど御紹介いたしました、国が被申請人、あるいは申請人が非常に多い

と申し上げました自動車排ガスと西宮の高速道路の事案、この2件はかなり長くなっているというところがございますが、このうち1件は、令和7年度に入ってから終結したということになってございます。

いずれにしても単純平均ということで、短くなるというのはよいことではございますけれども、長く係属した事案が終結したら、その分は平均値が上がってしまうというところもございますし、他方で、いくら平均処理期間が短くなっているということがありますけれども、こういった未終結の事件がたくさん、長い時間あるということになってまいりますと、それはそれで問題といったところもございますので、私どもといたしましては、先ほどの平均処理期間と未終結事件の係属期間との両方を見ながら、どういった状況かというのをモニタリングしていかなければいけないと思っているところでございます。

スライドの16でございますけれども、利便性の向上という観点で、ウェブ会議方式による期日の開催状況ということでございます。令和6年度の数字を見ていただきますと、ウェブ会議方式は27回でございます、令和5年度の7回に比べると相当程度増えてきているというところがあります。それは、もちろん利便性の向上もございますし、期日の設定ということを考えましても、やはりウェブのほうが、日程調整も容易になると思いますので、そうした観点からも、先ほどの審理期間という観点から改善に資するものになるのではないかと考えているところでございます。

スライド17は、先ほど少し御紹介いたしましたけれども、規則を改正したということで、令和6年度につきましては、裁定手続における当事者のウェブ会議方式での参加や調停手続における調停委員のウェブ会議方式の参加を可能としたというところがございます。今年度につきましては、裁定手続における裁定委員のウェブ会議方式の参加も可能となりますので、一層そういった利便性、あるいは迅速性が高まるのではないかと期待しているところでございます。

今までのところで、公害紛争処理の迅速かつ適正な処理の実績や状況を見たところでございます。

次からは、利用促進あるいは広報の観点を見ていきたいと思います。

スライド18でございます。広報の対象です。一般国民向け、地方自治体向け、法曹関係者向けということで、様々なターゲットを考えた上で、予算・人員に限られる中で、様々な取組を行っているというところがございます。昨年度との比較で申しますと、必ずしも新しい取組というところではございませんけれども、その内容の充実も図っております。

その他ですと、法テラスとの連携ということで、制度の説明をコールセンターにやらせていただいたりもしているというところがございます。

まず一般国民向けということで、私どもは機関誌の「ちょうせい」に重きを置いてございまして、こちらの内容は、一般向けではございますけども、単なる情報の紹介というのではなくて、地方との連携のための重要なツールとしても活用しているというところがございます。愛知県の審査会の会長をお招きして、全体構想も含めて現状と課題、あるいは取組状況について対談していただいた内容について掲載したというところを、例として挙げさせていただいております。

次のスライド20でございますけども、機関誌「ちょうせい」の内容の充実という観点でございますけども、我々、委員のそれぞれの持ち回りによるリレーエッセイですとか、あるいは、都道府県の前会長へのインタビューということで、公害審査会の役割、活性化のヒントという観点から記述をいただいたということを御紹介させていただいているところでございます。いずれにしても、都道府県、地方公共団体の意識改革の重要なツールと考えているというところがございます。

次は、ウェブのアクセス数ということで、昨年と比較して数自体はそんなに変化はないというところがございますけども、特徴的な点として1つ思っておりますのは、デバイスのところですか。PCの内訳というのが結構多いということで、普通に考えると、単に興味というよりは何かしら悩みというか、相談事みたいなものがあるという方がPCから入ってくるというようなケースが多いのではないかと推察しているところがございます。

次のスライドは相談ダイヤルということで、電話での相談件数になりますが、こちらの数字も増えてきているという傾向が見て取れるところがございます。

次は、リーフレットです。こちらのほうも少し手を入れまして、先ほどありましたようなウェブ会議での参加が可能になっているといった利便性の向上のところを入れたりですとか、都道府県、あるいは市町村窓口で使いやすいようにという観点から、記述や記載ぶりについて工夫をしたりし、様々なところに配布しているというところがございます。

スライド24でございますが、年次報告ということで、こちらは定例的にはなりますけども、毎年、国会に状況を報告しているというところがございます。

次のスライドは、総務省には広報誌がございまして、こちらのほうにも苦情相談の御紹介ですとか、先ほどもありましたような調査の結果概要などについて掲載しているところがございます。

次のスライドは、こども霞が関見学デーということで、こういった取組を行っているところの御紹介でございます。

次のスライドでございますが、地方自治体向けということで、大きく分けまして、地方との連携、役割分担、あるいは活性化という観点からの取組と、地方の支援という取組の観点の2つの方向性があるかと思っておりますけれども、支援という観点からは、先ほどもありましたウェブセミナーの開催です。参加アカウント数も少し増えているというところがございますし、苦情相談のアドバイザーの派遣という形も行っているというところでございます。

連携の観点から申しますと、様々な会議体、ブロック会議の開催ですとか、紛争処理連絡協議会ということで、公害審査会の会長などにも御出席いただきまして、単に情報伝達だけではなくて、様々な地方の現場の意見もお聞きするという観点も含めまして、意見交換なども実施しております。我々の意識を浸透させるとともに、現場の意見も聞いていくという場、双方向の場にしていきたいと思っているところでございます。ブロック会議の参加者アンケートの満足度も、一定数の数が出ているという形になってございます。

次のスライド28でございますが、公害紛争処理制度の利用促進ということで、法曹関係者向けに様々な広報ということで、弁護士会に出前講座というような形で、昨年度で申しますと、静岡県や福岡県で実施しております。こちらのほうもアンケートを取っていますが満足度が高いということで、引き続き継続していく必要があるのかなと考えたところでございます。

あるいは、司法修習生への広報ということでございますけれども、実務修習の中で司法修習生の受入れを行っておりますし、他方で、こちらからADRの一環として講演ということで出前講座という形で研修を行わせていただいているということでございます。

次のスライドになりますが、「判例時報」ですとか、「判例地方自治」に、私どもの裁定の結果につきまして掲載するということにも取り組んでいるところでございます。

次のスライドになりますが、こちらは法曹関係者向けのポータルサイト、あるいはメルマガということでも情報を発信しているという形でございます。

以上が、利用促進という観点からの広報の状況でございます。

最後のところでございますが、土地利用関係でございまして、不服裁定でございすけれども、こちらは年に1、2件というところになってございまして、令和6年度で申しますと1件の係属件数がございます。こちらは、令和7年度に繰り越してございまして、次の

スライドのところでは、香川県の採石の関係の事案の御紹介をさせていただいているところでございます。

もう一方の意見照会、土地収用法の関係でございますけれども、令和6年度で申しますと係属件数は110件であり、そのうち、同一事案について105件あったということで、ダムの関係で様々な方から土地収用の審査請求があったために件数が少し多くなっているという形になってございます。また、令和6年度の終結件数は108件となっております。

指標なり目標の状況は以上でございます。簡単に資料3でございますけれども、一点、予算額の関係です。私どもは、冒頭申し上げましたようになかなか予算と人員が限られているところがございます。事業的な予算と申しますと、資料3の下のごとくでございますけれども、公害紛争処理に必要な経費ということで、令和7年度は当初予算だと4,500万円ぐらいというようなボリューム感と見ていただければと思います。

その中で、調査の実施経費というのが2,000万円を計上しております。私どもの予算の中では、先ほどもありましたように職権で調査を自ら行うというのが、予算配分としてはかなり高いものがあるというのが、予算的な内訳というところでございます。私の説明は、以上とさせていただきます。

【栗田事務局長】 それでは、意見交換に入りたいと思います。御意見、または事務局への御質問、御希望等がありましたら御発言をお願いします。先ほど申し上げましたとおり、50音順で稲生様からお願いしたいと思います。稲生様、いかがでしょうか。

【稲生構成員】 では、オンラインから失礼いたします。まず、総括的に話を聞いて評価されるべき点ということで、3点あるのではないかと思います。

まず第1点でございますけれども、公害紛争事件が中心になっているという話を伺いましたけれども、迅速それから適正な処理を行うための御努力、皆様の御努力によって評価指標に関しましても、後で少し細かくコメントはさせていただきますけれども、令和6年度に関しては、なかなかいい結果になっているのではないかと思います。もちろん裁定とかそういったような、一つ一つ地道な事務処理が必要だと理解しておりますので、ちょっと数字だけを追って、いい、悪いということ自体は適切ではないかもしれませんが、この点は御了承いただければと思います。

それから第2点でございますけれども、先ほど御説明がありましたように、セミナーの開催、それから講師の派遣とか協議会の開催とか、あるいは、法曹関係者の皆様への広報といったような形で、積極的な広報活動を令和6年度に関しましても展開なさっていると

ということで、この点も評価されるのではないかと考えた次第でございます。

それから第3点でございますが、永野委員長からもお話がありましたし、事務局からの説明でもございましたけれども、ウェブの会議の活用が令和6年度は、数字上は大幅に増えたということでございますので、私もやはり利用者の利便性の向上という視点・観点というのが、公調委の理解の浸透と、それから活用・利用の促進に資するのではないかと考えられますので、この点からも評価されるのかなと思った次第でございます。

次にやや各論的なことございまして、ちょっと質問と、それから評価に関わることが混じっておるのですが、恐らくページで順次進めたほうがいいかなと思います。まず10ページのところなんですけれども、これは公調委さんそのものの御活動ではないのなんですけれども、事務局に質問させていただければと思いますが、公害紛争処理制度の全体構想のページの右上の図でございます。もちろん件数的に多いのは騒音とか大気汚染絡みという、典型7公害の中でも、やはり最も影響というか、国民にとって関心が高い部分だというのは理解しているのですが、実は振動公害が、割と一定数が毎年観察されるようでありまして、ここ10年、20年の間にちょっと増加傾向にあるのかなというのが、気になっているところでございます。これは、もちろん公害苦情相談の関係かもしれませんが、御事情がお分かりでなければ結構なんですけれども、もし分かったのであれば、この振動公害がグラフを見る限りでは、増えているような傾向にあるのですが、この理由なり背景なりを教えていただければと思います。これは質問でございます。

それから12ページのところでございまして、公害紛争事件の迅速・適正な処理ということで、ちょっとこれは形式的に数字で取ってみたところございまして、先ほど、事務局様のほうから御説明がありましたように、係属件数を分母に、それから終結件数を分子にと。これで計算をいたしますと、基準値に対しまして令和6年度に関しましては、0.5という話があったと思いますので、この点に関しては数字上も効率性という観点で向上しているという評価ができるのではないかと思います。もちろん単年度で全体の傾向を語ることは適切ではないかもしれませんが、これは5年間の計画期間全体で最終的には評価いただくとよろしいのではないかと思います。

それから14ページ目のところでございまして、裁定事件の平均処理期間のところでございます。この点も先ほど事務局から、大変適切・丁寧な御説明をいただいたところでございます。それでやはり、これはばらつきが多いところがありまして、処理期間が非常に長いところが、ちょっといたずらしているところがあるのかもしれませんが、でも、ここの

点に関しましても事務局さんとしては外れ値を抜いてみたり、あるいは、中央値で見たりしているということでございまして、完全な統計処理をすべきところではないかもしれませんが、統計の処理という観点からも、私は適切に御覧になっているのではないかと思いますし、結果としても改善傾向というところが見て取れたという意味で、評価できるのではないかと思います。

それから15ページ目のところでございまして、未処理裁定事件の平均係属期間ということでございまして、これ先ほども事務局のほうから細かく説明がありましたけれども、平均係属期間が短縮傾向にあるということで、この点も形式的な議論ではございますけれども、望ましい結果になっているのかなと思いました。先ほどもばらつきの話が出たんですけれども、左のグラフを見ても正規分布に近いといえは近いので、平均値で見てもいいと思うんですけれども、これも長いほうの期間が若干件数が少ないのでどう見るかは難しいところではあるのですが、中央値を取っても、もしかしたらいいのかもしれないので、これは事務局で試算いただくとよろしいのではないかなと思います。私は平均値で見てもいいのかなと思っております。

それから16ページのウェブ会議のところでございますけれども、まず、増加している点は利便性の向上は図られているということで、評価してよいのではないかと考えたということでございます。

それから、ウェブ会議方式のことについては、利用者の利便性の向上ということになりますので、政策評価に関しては、このページ、迅速・適正な処理という形での評価項目になっているのですが、何か次の計画期間においては利便性の向上みたいな、こういう指標を設けてもいいのではないかなと考えました。これは、御検討いただければよろしいと思います。

それから、18ページ目に飛びます。広報に関しては、冒頭申し上げたように積極的に行われているということでございます。

1つ御検討をいただければと思うのが、やはり昨今は選挙等で話題になっているSNSの活用でございます。SNSに関しては、なかなかいい面、悪い面がありますので、恐らくほかの委員さんの、御専門の方からコメントをいただくほうが適切かもしれませんけれども、実はこのページと、それから21ページの下段の真ん中のところのユーザー属性の参照のところを見ておりましたら、SNSを参照元とするユーザーの割合が0.3%ということでございまして、オレンジの検索によってアクセスしてくるユーザーと比べると、

やはりSNS経由は少ないんですね。恐らくこれは、公調委さんのほうでSNSをお使いになっていないということだと思いますので、当然の結果とは思いますが、この点をどう見るかですよね。ただ、SNSを安易に使いますと御存じのように炎上したり、あるいは悪意のあるユーザーが、いわゆる攻撃を仕掛けたりというような事態、パブリックコメントで皆さんも御存じかもしれませんが、最近は問題になっていますので、安易に使ってはまずいとは思いますが、どういうふうにSNSを活用していくのかということ、ぜひ広報活動の一環として事務局で御検討いただくとよいのではないかと思います。

長くなりましたが、私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

【栗田事務局長】 どうもありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

【石田調査官】 振動の関係でございますけれども、先生御指摘のとおりでございます。振動の受付件数は増加傾向でございます。一例を申し上げますと、平成25年度であれば1,914件だったものが、令和2年度は2,174件、令和3年度は2,301件であり、増加傾向です。

直近で把握している令和5年度の振動は2,223件で発生原因をみると、工事・建設作業が1,590件であり一番多くなっています。

コロナ以降、ご自宅とかでお過ごしになられる方が増えてきているということもあり、振動だけでなく騒音も含めて増えているのではないのかと、当方としては思っているところでございます。また、SNSの関係ですが、うちもX（ツイッター）をやっています。そこで情報発信をしながら、いろいろ売り込んでいます。例えば、機関誌「ちょうせい」の記事でも売り込みたいものなんかにつきましては、PDFだけでなく、HTML化した上で、そのことをX（ツイッター）でつぶやくことによって誘導しています。X（ツイッター）は、週1回はつぶやくようにしています。引き続き、訴求対象を踏まえて、広報媒体を選択して、効果的な広報を行っていきたいと考えています。

【稲生構成員】 ありがとうございます。

【重里総務課長】 そのほか、政策評価の指標的な観点の御指摘等につきましては、来年度以降に検討いたしまして、取り組んでいきたいと思っておりますので、そういう形でお願いできればと思います。

【稲生構成員】 よろしく願いいたします。

【栗田事務局長】 それでは、次に大橋様、お願いいたします。

【大橋（真）構成員】 上智大学の大橋でございます。御説明ありがとうございました。

私からも、こちらの資料のページに沿って、少しコメントをさせていただきたいと思います。評価と、それから事務局もしくは委員の先生方への質問とが混じってしまうかもしれませんが、どうぞよろしくお願いします。

最初に説明いただいた公害紛争事件の最近の特徴というので、スライド4でしょうか。やはり最近の特徴として個人的に一番注目されるのが、職権調停の活用というところかなと感じております。2000年前後ぐらいまでは、公害等調整委員会での取扱案件は、調停が多数を占めていたわけですが、最近は圧倒的に裁定が多くなっていると。ただ、これはもう本当に釈迦に説法というか、皆さんもよく御承知のことかと思いますが、裁定でできることには限界があって、原因裁定の場合には因果関係についてのみの判断、責任裁定のほうは賠償責任についてのみの判断だけということで、やれることが限られている。

一方、環境紛争を抜本的に解決するためには、やはりその後のいろいろな取組の在り方とか、あとは関係機関との関係とか、そういったものに創造的に取り組んでいくことが大事かと思います。今、有斐閣オンラインという、出版社のオンラインコンテンツ向けに豊島産業廃棄物不法投棄事件の記事を執筆することがあったのですが、改めて事件の経緯を追ってみると、調停手続を通じた創造的な解決の重要性というものを本当にしみじみ、多分、公調委のほうで、まだ多分フォローアップの方を引き続きされているかと思いますが、実感するところでした。やはり紛争の抜本的な解決に向けての調停手続の活用というのは大事かと思っているところでございまして、それで公調委のほうでも、積極的に調停手続の活用に取り組まれているというのは重要な取組であるのかなと思った次第でございます。

その点で伺うと、先ほど数字で、昨年度は終結33件、裁定のほうで。職権調停が11件で調停成立が8件という数字を御紹介いただきましたけれども、この職権調停に移行される案件に共通する特徴とか、委員の先生方が、これはちょっと職権調停で行こうというような御判断をされる何か特徴というか、ポイントのようなものがあれば教えていただきたいと思いましたので、差し支えない範囲で結構ですけれども、お伺いできればと思っています。

あとそれから、次が指標との関係になりますけれども、限られた予算の中で、上がってくる事件は本当に困難な事件ばかりという中で、本当に丁寧な紛争処理をされているのだなというのをしみじみ感じたのですが、その中で、ちょっとこれは御教示、私の理

解力不足なのかなと思うのですが、スライド13ページのところで、この事件調査の実施状況、これも個人的に非常に関心を持って見たところなんですけれども、やはり事件調査の回数というのは、案件の困難さ、案件の内容、案件の複雑さと非常に密接に関わっているんで、係属件数で回数を割るという、ならしてしまうことの意味というのがどれくらいあるのかというのが、ちょっとなかなかよく分からなかったんで、そこを教えていただきたいというのと、逆に例えば、調査回数が多かった案件ではどれくらいだったのか、少なかった案件ではどれくらいだったのかということについて、案件ごとの数字のようなものも見る事ができると、事件調査の実施状況というのが、実態的に把握できるのかなと感じた次第でございます。なので、ちょっとそこをお伺いしたいです。

それから、これは今後の指標の在り方というので、すぐに導入できるかどうかは分からないのですが、全体構想との関係では、やはり必要な案件をしっかりと受け止めて解決していくということが重要だとわられているのですけれども、そういったときに、やはり公害審査会との連携というのがすごく大事になっているので、何か公害審査会と公調委との連携に関わる数字のようなものが何か拾えると、全体構想とのつながりというんですか、この政策評価の試みもより出てくるかと思いましたので、何か都道府県審査会との連携に関わる指標化みたいなものもできるかどうかというのを御検討いただけるとありがたいかなと思いました。それが13ページです。

あとは、広報関係ですけれども、まずは広報全体としては、やはり一番利用の促進につながっていくのは、環境紛争関係を担当されている弁護士の方などに有用性が浸透していくというのが、まずは、何かクライアントから相談があったときに、ぱっと選択肢の1つとして思いつくというのは、一つあるのかなというふうにあるんですけども、そういった意味では、昨年度は自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定事件とか、非常に社会的に注目が集まって、テレビなどでも大分報道された事件がありましたので、かなり広報効果があつたのではないかと個人的には感じております。

それ以外にも、色々な取組を既にされているということですので、興味深く思ったのは、21ページの公調委のホームページアクセスの中のユーザー属性のデバイスのところで、PCが圧倒的に多いというような数字があることでした。やはりこれは、基本的には公調委のホームページにアクセスされるのは、比較的専門家に近い立場の方が、専門的な知識を得るためにパソコンを通じてアクセスされているというのが多いのかなと。そういったときに、その中には多分、弁護士の方とかもいらっしゃるのではないかなと思うんで

すけれども、やはり必要な情報が非常に分かりやすい形で、そういった弁護士の方々に伝わるというのも、とても大事なかなと思いますので、ぜひ、ホームページの内容なんかについても、既に非常に充実はしているんですけれども、さらにブラッシュアップしていただけるとありがたいかと思った次第でございます。

その関係でいうと、昨年も「判例時報」等の判例雑誌にも積極的に案件公開を、責任裁定事件などを掲載されてきたかと思いますが、あれもやはり実務家が御覧になる雑誌ですので、そういった試みも引き続きやっていただくといいのかなと思っております。

一点、これは質問になりますけれども、22ページの公調委の公害相談ダイヤルの数字も興味深く拝見したんですけれども、差し支えない範囲で、内容の内訳のようなものを教えていただけると参考になるかなということでございます。これは、事務局に対する質問かもしれません。すみません。長くなってきました。

あと2点、ウェブ会議方式が非常に今の内部のルール制定などもあって、昨年から多分本格的に取り組まれ始めたので、一気に増えているということなんですけれども、昨年のこちらの会議から今年のこの会議までの1年間で、いろいろと経験を積まれることになって、このウェブ会議方式は非常に便利なのところもあるかと思いますが、いいところばかりではないのではないかと思いますので、もし1年間、このウェブ会議方式の促進に取り組まれて、課題等がありましたら教えていただきたいと思いました。

あと最後1点です。こちらの予算について、最後に事務局から御説明をいただきまして、非常に限られた予算の中で、毎年大体、調査費としては2,000万円程度を割いているというお話がありました。国費を調査に割いていただいて、利用者にとっては本当にありがたい状態かと思いますが、一方でやはり大事件が起きてきたときには、2,000万円では足りないということもあり得るかなと。豊島の事件の場合は、億単位でいろいろと調査費用が捻出された。あの場合は、多分個別に当時の大蔵省と折衝して、お金が出たというような経緯があったと思いますけれども、現行でもそういう余地はあり得るのか。やはり大規模事件が出てきたときに、アドホックで通常予算以外にプラスアルファで予算を獲得してきて、調査をするなどということもあり得るのか、その点についてもちょっと教えていただきたいと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

【栗田事務局長】 どうもありがとうございました。職権調停の関係の御質問について、委員からお願いいたします。

【若生委員】 職権調停の関係について、私のほうからお話をしたいと思います。

問題意識としては、まさに大橋先生がおっしゃったとおりで、抜本的な解決ということ考えたときに、職権調停というのが望ましい場合が多いと、そういう問題意識で取り組んでいるということでもあります。

背景として考えられるのは、私どもが扱う案件は、最近は騒音とか振動の取扱いが多いわけですが、公調委で実際に現地の調査をして測定をしてみると、規制基準を超えていない。あるいは、多少超えていても受忍限度を超えているとはいえないケースというのがほとんどでして、これは裁定になると、ほとんど棄却になってしまうと。これでは、本来の解決につながらないのではないかと、こういう問題意識がありました。

申請人側にも、責任裁定で損害賠償を請求している場合でも、本音としては将来に向けて何らかの被害防止対策を取ってもらいたいと、そういう場合が多いということもありまして、そういう状況を踏まえますと公調委としては、将来に向けて紛争を実質的に解決すると。そのために調停という形で柔軟な解決が望ましいと、こういう認識をしているということでもあります。

調停といっても、単に両当事者の譲歩によって調整を図るということではなくて、現地調査や測定した結果等を踏まえて、合理的な腹案をもって主体的に説得調整を図るという形で運用しているということでもあります。

調停の件数は、事務局からも説明がありましたけども、令和6年は、大体3分の1が職権調停に移行しているということなのですが、終結件数の中には、公害の該当性がないという形で却下した案件とかが10件近くありますので、それを除くと大体半分は、職権調停に移っているということだと思います。我々の認識としても、少しでも調停の可能性があれば調停を試みるという感じで取り組んでいるということです。

調停の中身としても、例えば全く基準内で、被申請人にもあまり落ち度がなくて、新たな対策を求めることが難しいような案件でも、調停の中で基準を超えていないということを双方で確認をしてもらって、その上で、引き続き基準を順守するように被申請人に約束させるという形の調停をやることもありまして、この場合は、いわゆる調停に至るまでの間で、相互の不信というのが非常に大きいのでそこを和らげて、将来に向けて申請人にとっても安心材料になるということで、こうした調停も意味があるんじゃないかと感じております。

それと、よくあるケースとしては、敷地境界線では基準を若干超えていると。ただ、申

請人の自宅の中では、健康被害を及ぼすようなレベルにはなっていないという場合、責任裁定でやりますと、やはり受忍限度を超えていないということで棄却になってしまうんですけれども、調停であれば基準を超えているということを根拠に、被申請人にも一定の対策を求められるということですし、申請人には、将来に向けて対策が取れるということで、実が取れますという形で調停に至るということだと思います。

それから、関係機関との連携ということでいいますと、このような場合は、市町村に規制権限が下りていますので、測定の段階等で市町村にも立会いを求めて一緒に確認をするとか、それから、調停の内容の中に被申請人に実質的に対策を求めるということであれば、その内容を市町村にも伝える。あるいは、実際にやったかどうかの確認、通知についても市町村にもちゃんと報告するように調停の中で書き込むとか、そういう形で規制機関である市町村と連携した形で調停案をつくるというようなことも、工夫としてはやっております。

そういう形で、我々としては将来に向けた実質的な解決ということで、職権調停というのは、非常に大きな柱だと考えている次第であります。

【石田調査官】 幾つかいただきまして、ありがとうございます。

まず、先ほどの地方との連携の話もいただきました。昨年の連絡会議で出てきた意見を踏まえて、ブロック会議で反映してやっていく形にさせていただきました。要は何かといいますと、連絡協議会は、審査会の会長さんだけではなく事務方も来て参加しているところでございますが、ブロック会議は、事務方だけの参加でございます。ということがあるので、連絡協議会では、審査会という組織体で考えていただくような議論をしていただいておりますので、事務方にそれぞれ反映させていただくというのでブロック会議を使わせていただいているところでございます。それを踏まえた形で、ブロック会議での議論を行い、また、それを踏まえて、今年の連絡協議会を開かせていただきました。

連絡協議会は、昨年と比べてみますと、昨年は全体構想を発表させていただいたところもあるのですが、今年は会長さんとか事務局職員から、自発的かつ前向きな発言が多く見られたのかなという感じも思っておりまして、全体構想という概念を通じて、現状に対する問題意識や改革意欲が芽生えつつあるのかなと思っております、今後も進めていく必要があるのかなと思っております。

今回の5月30日の連絡協議会を踏まえ、次はブロック会議にどうやってつなげていくかというような形で、一例を申し上げれば、連絡協議会の中では、事務局と会長や委員と

かの連絡連絡体制とかがもう少し親密にあったらいいんじゃないかと、そんな話とかが幾つか感じるものがありました。そういうことを踏まえ、ブロック会議のほうにつないでいくことにより、一步一步進めるような形をやろうとしているところがあります。それを指標化してどうこうというよりは、あくまでそこも検討しなければいけないと思いますが、今はこういう形で芽生えつつあるとか、より進めていくために努めているところでございます。

また、ウェブ関係とかの話で幾つかございました。公害等調整委員会のほうでは、政策評価懇談会とかでいろいろな御指摘を過去も受けていたりしまして、そういうことも踏まえて、ホームページの見直しなんかをさせていただいていたところでございます。具体的には、先ほどPCを使う確率が高いと言っていた部分もあるのだと思いますけれども、やはりGoogleなどの検索エンジンで、公調委のホームページにたどり着くということが多々ございます。そういうところからいきますと、公害というキーワードとか、公害苦情とか、公害紛争というキーワードで上位に上がるように、こちらもいろいろと工夫をしています。そういうこともあり、少しずつ認知されてきているのかなと思っているところでございます。

次に、相談苦情ダイヤルの話でございますが、いろいろありがとうございます。先ほどの22ページでございますが、新規案件も増えているのは検索でヒットされてきているというのもあると思います。相談ダイヤルの役割は主に2つありまして、1つは公害紛争処理制度全体の説明という形になっています。もう一つは、公調委に裁定とかを申請するときの申請方法の相談です。実際に多いものというのは、制度の説明というか、検索して引っかかって、困っているのどうしたらいいんだという話で、基本的には多いのは、市町村の苦情相談に相談するという窓口紹介が大部分を占めています。もちろん公調委の相談ダイヤルに相談していただくのもいいのですが、あくまで市町村の相談窓口とかが、自分たちで相談を受けられるような形にするとかそういう形も大事だなと思っております。そのため、今は公調委が制度を説明するためにリーフレットを作っていたのですが、そうではなくて、市町村とか相談窓口の方が、説明は自分たちもできるようにというようにリニューアルしました。そういう形で公調委のところに相談に来ていただくのも、相談ダイヤルでもいいのですが、市町村さんに直接、相談に行っていただけるような形で、特に窓口に行ったら説明をいただけるような形にすること、これからやっていきたいなと思っているところでございます。

【栗田事務局長】 ウェブ会議につきまして、委員の立場からも御説明をお願いいたします。

【若生委員】 先ほど、大橋先生のほうから、ウェブ会議の課題みたいなものについて何かあるかという御質問だったと思いますけれども、今、我々は審問期日も調停期日も、どんどんウェブ会議方式でやっています。実際にやってみて何か支障が生じたとか、問題が起きたということは、私の経験上は全くなかったです。

課題としてはウェブ会議方式を、ぜひ県の審査会でも積極的に取り入れてもらいたいというのが課題かなと思っていました。やはり、連絡協議会等の場でも県の担当者、会長さんたちにも、ぜひウェブ会議方式を積極的に取り入れてほしいという話をしているのですが、その際、一番懸念として言われるのが、録音・録画がウェブ会議方式ですと割と容易にやれてしまって、それをネット上にさらされるのではないかという懸念が非常に大きいというのと、もう一つはやはり調停の場で、対面でないとなかなか説得とかが難しいんじゃないかと。この2点が一番大きな懸念として示されていまして、録音・録画の話は、我々も方針を打ち出していまして、1つは、録音・録画は禁止ということをきっちりと会議の前に周知をするということですし、仮にネットに出た場合には、削除を厳正にきちんとやると。そこは、場合によってはプロバイダーにも削除を要請するとか、そういうあらかじめ対応をきちんと決めて、それを打ち出しているということがありまして、そういうことが抑制効果にもなるかなとは思っています。

それから対面の問題は、これは確かに対面のほうが望ましいのはそのとおりなのかもしれませんが、一方で、対面でやろうと思うと、なかなか日程を調整するのが難しくて、開催頻度も限られてしまうということがございます。対面であれば1日仕事でこっちに来てもらわなければいけないということですけど、ウェブであれば、1日の間の一定の時間だけ拘束するという形になるので、比較的そういう会議の設定が容易になるということは、より頻度も場合によっては重ねることが可能になると。柔軟に日程を重ねて、何度も何度もやれるということで、そこは対面でできない部分を、そういう開催頻度とかそういう形で補うことは十分可能なのではないかと考えていまして。そういう形で、ぜひ、このウェブ会議方式を公調委だけではなくて、県のほうにも取り入れてもらえればというのが、今の我々の最大の課題かなと思っています。

【永野委員長】 ちょっとよろしいですか。

【重里総務課長】 委員長、どうぞ。

【永野委員長】 大橋先生からご指摘いただいた県審査会との連携の数値化の関係で、全体構想の最終的な目標からすると、やはり適切な事件をちゃんと吸い上げられて、適切な場に至り解決されているかという点が重要です。こういう観点からすると、県審査会に申立てられたけれども手に負えなくて、未解決、不調のまま終わった事件がそのまま放置されるのではなくて、そういったものについては、積極的に公調委のほうに申し立ててもらえるように、当事者に裁定申立てを示唆することがまず1つあると思います。

他方では、私どものところに、裁定という形で申立てられていますけれども、地元で調停をやるのが望ましい事件もあります。これは制度的には、我々のほうで職権調停に付して移送できることにはなっています。このような双方向での連携のプラクティスが当たり前のようになってきたときに、完成形だろうと思っていますが、まだそういった段階には至っていません。その意味では、連携の評価についても、まずはそういった実例が出てくるということ自体が、大きな成果の指標となると考えています。

この点、最近、我々のほうとしても心がけているのは、県の審査会のほうに新件の申立てなどがあつた際、申立てのあつた事件の報告を毎月いただいているのですが、そういったときに私どもの窓口と県の審査会との間で、その事件がどのような進行になっていて、将来、難しい場合には公調委のほうで対応するという可能性もあるのでしょうかといったコミュニケーションをとるようにしております。あるいは、いろいろとこちらのほうに対して事件進行についてアドバイスを求められた際にも、積極的にお答えするというような、そういう意味での日常的な窓口でのやり取りを通じて、そういったものを汲み上げられるようなところまで持っていきたいと考えています。まだ今は、そういう土壌をつくり上げるような、地道な活動のレベルにとどまっているというところだと思います。

【北窓委員】 よろしいでしょうか。大橋委員からございました、公害審査会と公調委との連携の指標化という点ではありますが、先ほど、委員長からも御発言がありましたので、ちょっと蛇足になってしまうかもしれませんが、事務局レベルでは、県の公害審査会の事務局をやっている県の立場からいろいろな相談がございまして、例えば、こういう案件を受けていいとか、こういう類型の先行事例はあるとか、類似事例はあるかというような相談が各種寄せられていまして、それについては事務局のほうで、丁寧に調べてお返しをしているというような状況でございまして、連絡協議会の席でも、相談したいことがいろいろあるということでございますので、これからそちらのほうも強化してやっていこうということを試みております。

また、先生から豊島の産廃事件について言及いただきましたが、先日もフォローアップ委員会がございまして、公調委からもオブザーバーとして参加しております。現在、地下水のモニタリングにおいて環境基準で未達の項目がベンゼン等3種類ありますので、そこが環境基準を達成するまでモニタリングを続けて、フォローアップ委員会にかけていくと聞いております。以上です。

【大橋（真）構成員】 ありがとうございます。

【栗田事務局長】 予算の面につきましては、いろいろ御心配をいただきましてありがとうございます。どうしても単年度予算ということで、通年でこのくらいは来るよというところで予算要求をして組み立てておりますので、仮に豊島のような大規模なものが出てくることになりましたら、その状況を踏まえまして、予算の確保に関して政府内で最大限努力をしていきたいと思っております。

【重里総務課長】 あとは、事件調査の数値的なところの御指摘があったと思いますけれども、ただ単純に0.32とか出ていると思うんですね。これは御指摘を踏まえて、なるほどと思ひまして。確かに単純に割ってしまうと、ならされてしまうところがあると思ひましたので、今は手元に数字がないのですけれども、例えば、この事件については一番多いもので何回調査したとか、そういった情報も少し合わせてお示したほうがいいのかというふうに、来年に向けて改善したいと思っております。以上です。

【大橋（真）構成員】 すみません。たくさんの貴重な御意見ありがとうございました。

【栗田事務局長】 それでは続きまして、田上様、よろしくお願いいたします。

【田上構成員】 神奈川県公害審査会の田上です。

地方のほうは、先ほどの資料でもあった通り、結構開店休業で、年に4件も来たら多いというぐらいで。もちろん事件によって私ども、委員のほうには上がってこないんですけども、事務方のほうで例えば調査にお金がかかるとか、手間がかかるということになる、やはり上の公調委さんのほうに上げるというアドバイスがあるのかもしれないなとは思ったんですけども、公調委さんに上げるべき事件が上がってくるのはいいのですが、逆に本来の我々の地方の公害審査委員会のほうでやるべき隣近所の問題とかというのであれば、先ほどお話がありました職権調停に付して移送するというふうなことも、初めて知ったので、そういうのが活発になればいいのかなと。

これはもちろん地方の、特に事務方の受入れ態勢がきちんとできているということが前提なんですけれども、神奈川県の場合は、かなり事務方がよくやっていて、測定なんかに

についても測定の別の機関なんかとも連携を取ってやっているんですけど、地方によってはそういったところが不十分だと、逆に移送されてきても困るということもあるかもしれないので難しいかなと思いますが。本来、公調委さんのほうでやるべき事件が、きちんとできるようになってほしいかなとは思いました。

それからウェブの利用ですけれども、多分、公調委さんレベルだと企業さんだったりして、ウェブの対応が取りやすい場合が多いのだろうと。ただ、個人の方が当事者として上がってきた場合に、どのくらいの割合で、ウェブで対応できる人がいるのかなというのが、ちょっと個人的には気になりました。多分、地方の我々のところだと、若い人は申請人になることは少なく、割と中年以降の方が多いため、ウェブでと希望があれば対応は確かにしたほうがいいかなとは、個人的には思っていますが、実際になかなか難しい面もあるのかなというのは、現状としては思っています。

あとは広報ですね。僕もさっきSNSでアクセスするというのは、どこから来ているのかなと思っていたのですが、公害って恐らくキーワードを入れると上がってくるのだろうと思いますけれども、普通に「振動 相談」とか「騒音 相談」というので、どんなのが上がってくるのかなというのを、後で調べてみたいと思います。件数は、公調委さんはかなり相談件数も含めて来ているので、なかなか周知されている部分は多いのかなというふうな印象です。

すみません。以上です。

【若生委員】 よろしいですか。ウェブの活用のところで、中高年の方の対応が難しいというお話がありました。あるいは、個人の方の場合はどれぐらいかという話もありましたけれども、うちでやっている限りでは個人の方、代理人の弁護士の方がついていない場合でも、ほとんどのケースにおいてウェブで対応していただいています。それは、いきなり調停期日とかでウェブでというよりも、その前に事務局のほうで、いろいろヒアリングをする際にウェブを活用していますので、その延長線上で割とスムーズにウェブ会議に誘導できるのかなと思っています。

それと、今はスマホからでもウェブ会議に入れますので、こちらでURLを送って、スマホでぽちっとやると、すぐにウェブ会議になるという形も可能なので、そういう意味でも個人の利用というのは、これから進んでいくんじゃないかなと思っています。

【栗田事務局長】 神奈川県状況の御紹介も含めてありがとうございました。

それでは続きまして、名執様、お願いいたします。

【名執構成員】 法テラスの名執でございます。御丁寧な説明、大変ありがとうございました。私から３点、申し上げたいと思います。

まず、迅速化の点ですけれども、ウェブ会議の導入とか、あるいは調査のための出張を少人数で行う取組とか、かなりめり張りの利いた処理方法の改善というものが、今期の迅速化促進につながっているのではないかと感じました。どの事件も同じようにというところから、こういうめり張りの利いた処理方法というのは、今期の全体構想のビジョンで示されている、「制度全体としての解決力の総和を高めること」とか、あるいは、「未解決のまま放置されている事件をなくすこと」にも、非常に役立つ取組であり、すばらしいと思っておりました。数値的にも効果が上がっているようですので、ぜひ、今後とも継続されたらよいと思います。

２点目は、広報についてです。法テラスに対して、昨年度は仙台にあるコールセンターのオペレーターに対しても説明に来ていただきました。法テラスというのはコールセンターで年間４０万件以上の法的サービスに関連する情報提供に対応してしまして、公害問題に関する問い合わせは少ないのですけれども、このような連携関係というのは、非常に双方にとって大事だという感想を持ちました。多岐にわたるたくさんの悩み事とか質問に対して、どうやったら適切な機関を紹介できるかということは、法テラスの側でも丁寧に、また小まめに、情報に基づきトークスクリプトを変更して対応しております。このような連携関係が一回限りの単発としないための取組ということにも、実は努力していただいて、担当者宛に「ちょうせい」をお送りいただくなど、連携が続いているというのは、私どもとしてもありがたいことだと思っています。広報の手段については、毎回いろいろ新しいことは目立つのですけれども、このように地道につないでくださっているということも、とても大事なことなのではないかなと思っています。

それから、この法テラスに対する取組からも感じたのですけれども、地域の様々な相談窓口とも、このような継続的な連携ができることは、周知・広報に役立つ取組ではないかと思っています。例えば、地方の相談窓口で公害等に関する相談があった場合に、タイムリーな情報に基づき、適切に回答できているのかを確認いただくことも、今後の方策検討の上では必要なかもしれないと思いました。

それから３点目は、地方公共団体との連携に関して、皆様の御質問や、それに対する御回答を伺って感じたところを申し上げたいと思います。全体としては、都道府県向けのマニュアルの見直しとか、各種セミナーなども不断になされていることは本当に大事なこと

ですし、すばらしい取組だと思います。限られた人員・予算の中で、よくこれだけなされるなと思いました。

利用者がウェブで検索して分かることは、なるべくその範囲で理解していただければそれでいいし、一方でそういう効率化も、とても大事だと思うのですけれども、地方における窓口対応や事件処理という面から見ると、担当者も替わるし、特に事件数がない自治体では、苦情相談も事件処理も慣れていない方がほとんどなのではないかというところもあったりして、「分からないことは、公調委にちゅうちょなく相談していいんですよ」というメッセージと、これを公調委が受け入れる体制も、ソフト面のことですが、必要なのだろうと思います。この自治体からの問合せに対して、「いつでもどうぞ」という雰囲気は、ふだんどうやってお伝えになっているのかと。この辺りのことは、口で言うのは簡単なのですけれども、やはり地方自治体の側もちゅうちょする気持ちもあると思いますので。それから、こちらの公調委の側も体制として全国からいろいろ聞かれても、なかなか事務局担当者の方の対応は難しいのではないかと思います。この体制づくりは、どのように考えておられるのかをお聞きしたいと思いました。

でも、こういう地方と公調委の関係自体が、やはり地方自治体への最大の周知・広報ですし、それから地方の住民に対するメリットでもあると思いますので、非常に大事な部分だと思います。都道府県の審査会と自治体の窓口との関係をスムーズにするために、公調委のほうで御努力されている点とか、体制をどのように整えておられるかということを教えていただければと思います。

【石田調査官】 石田でございます。ありがとうございました。

まず、地方との連携の話でございますが、都道府県が市町村向けに行う研修に、私たちは職員を派遣することもあります。場合によっては、公害苦情相談にもアドバイザーも派遣するというところもあるのですが、そういうときに、まず何か相談があるのだとすれば、私たちに相談をしてほしいという旨は、いつも言わせていただいているというのが、まず1点目でございます。

そして、例えば公害苦情相談の場合であれば、苦情相談のものについても、実際に事例集みたいなものをまとめるとともに、実際に相談が来た場合に、私どもで解決が難しい場合であれば、アドバイザーに相談しながら回答させていただくという形にして、それぞれが定型的なものとか、新しいものとかそういうものについては、事例集みたいなものを配るとともに、そういう形でいつでも相談を受けられるような形にさせていただいていると

ころでございます。

あとは、それに合わせてブロック会議もやっておりまして、そのときでも苦情相談の形であれば、そういう形でまたいつでも相談してほしいという話をさせていただいております。

あとは、都道府県の審査会のほうで調停とかをやることにつきまして、そちらについても、いろいろと相談があると思います。そういう場合も、ブロック会議とかの場で、まず、こちらのほうにいつでも相談してもらえるような形をお伝え申し上げているというところがございます。

それとあとは、もちろんマニュアルも作っておりますし、どのように処理をしたらいいかというところについての、そちらの事例集みたいなものも作らせていただいて、皆様に見ていただいて、それでも分からない場合は、いつでも問合せをいただくという形をお願いしているというところがございます。

例えば、実際の処理をするまでの初めの受付の段階でも、いろいろ相談というのは受けておりまして、先ほど、委員長や北窓委員からお話がありましたが、例えば直近では、猫の臭いとか、動き回る音が堪えがたいんだけど、こういうものが相談で来た場合、これを公害の調停で受けていいのだろうかとかという話が、こちらのほうに相談に来たりします。そういう場合については、こちらについては公害調停として受けてもいいんだよという話とか、前例とかをお知らせするとともに、その場合、そういうものに対してどのような、例えば成立した場合に調停条項みたいな形があるのだろうかとかという相談とか、流れとか、いろいろな相談が来たりします。そういうものについても、こちらのほうはなるべく早くお返しするような形でさせていただくという形で、私たちも職員が、担当がしっかりいますので、こちらもいろんな過去の蓄積なんかが十分ありますので、そういうところも踏まえて、いつでも問合せがあれば答えるような形をさせていただいております。

ちょっとコロナ禍からは、しばらく相談件数も少なかったりしたところもあるのですが、この頃は件数的にも大分増えてまいりまして、この間に連絡協議会の場でも、いつでも相談してほしいという話は私からも伝えているところではございます。そんな形であくまで、皆さんも困ることがあればどんな状況でも、まずは一番入り口論の段階で、実際に調停の受け付けている件数が多いところは、調停をどういう形で処理していくかというところのイメージを持ちつつ相談に応じることができるんですけど、あまり経験のないところからすると、まずどうしようと悩むこともありますので、そんな場合であれば、いつでも相談

いただくという形で、電話だけではなくてメールでも受け付けておりますので、そんな形で普段からさせていただいているところがございます。

【名執構成員】 どうもありがとうございました。非常に大変だと思うのですが、きめ細かくされている状況がよく分かりました。ありがとうございます。

【栗田事務局長】 名執様、ありがとうございました。 それでは、丸岡様、お待たせしました。よろしくお願いいたします。

【丸岡構成員】 主に広報、周知や利用促進、ここに関してコメントさせていただきます。全体的な印象に関するコメントが1つと、今後どうしたらいいだろうかということに関して、ヒントになりそうなことを3つほど。それから、ほかの皆様からも広報、あるいは利用促進についていろいろ示唆がございましたので、それに関して、私が考えることを申し上げたいと思います。

先ほど、自分のメールを検索したら、私は2019年からこの会議に参加してまして、最初のその頃の広報活動は相当遅れているなというのが、正直な2019年頃の私の印象でした。その後、長足の進歩を遂げられて今日に至っています。

現在は、一般的に広報活動がよくできていると言われている組織と比べても遜色なく、特に指摘する点がありませんという水準です。同じようなコメントを、去年、もしかしたら一昨年もしたかもしれません。たとえば、本日の報告に含まれていた、利用者がどんなデバイスから情報にアクセスしているんですかということすら、2019年には分からない状態でした。私の記憶では。

したがって、全体的には、囲碁なり将棋に当てはめると、定石に沿ったことはもう十分できている、十分できるようになっていると言えます。定石や戦法を現状にうまく当てはめて施策を展開できているので、そういう意味でいうと、広報や利用促進に関しては、次の段階に進むべき時期になっているのではないかなと思っています。

それで、次の段階に進むヒントになりそうなことを3点ほど申し上げたいと思います。1つは、これは去年も申し上げたような気がしますけれども、広報は漢字で書くと「広く知らせる」というふうに書かれているので、知らせることと我々は理解するんですけど、広報という概念は、釈迦に説法をするつもりはありませんが、英語でいうとPR、Public Relations、公衆との関係づくりということであり、双方向のコミュニケーションを行うことが基本です。したがって、地方自治体等では広報部署に、広報広聴課というふうに、「広く聞く」というのとセットに名付けているところもありますし、広報課

と広聴課と2つの部署をセットでつくっていらっしゃることもあります。

ということなので、1つ目のヒントとしては広聴、広く聞く、相手のおっしゃっていることを聞き取る、耳を傾けるということが、この先にもう一步進むときのヒントになるんじゃないかと思います。ただこれも、意見交換をされたとか、ヒアリングをしているとか、協議会で出た活発な意見を別の機会に生かしているというような報告がありましたので、既になんか行われているのだと思います。とはいえ、決められた指標などを見ますと、やはり知らせるに関する目標や指標が多くなっています。聞くというほうにも注意を向けて、聞いた事柄を施策に反映したら、次の段階に進めるんじゃないかと思います。

それから2つ目が指標の性質の点です。全体的に現在使われている指標が、行政評価ではよく使われる分類では、アウトカムではなくてアウトプットの評価が多いと思います。次の段階ではアウトカムも評価することが望ましいでしょう。何を公調委のアウトカムの指標として適切かを検討し、導入することです。公調委は、民間企業のように、売上げなり利益が多ければ多いほうがいい、認知率は高ければ高いほうがいいとはいかない組織、お仕事ですから、参画された方、あるいは関与された方の納得度とか満足度、このようなものが、アウトカムの指標の1つの候補になり得るのではないかなと思います。参画された方と今申し上げたのは、相談をした方、苦情の相談を持ちかけてきて、ここじゃないよと言われた方も含めて持ちかけてきた方、申請をされた方、被申請人の方、あるいはウェブが使われた方、電話相談で電話をかけてきた方、深く関与された方から、淡い関与の方がいらっしゃると思いますし、そこに関わられた自治体の職員の方等々も含めて、満足度とか納得度の総量が、アウトカムの指標の1つのヒントとして検討できると思います。

それから3つ目が、広報施策、利用促進施策の施策間の連携を取られると一步前進できると思います。先ほどからお話をお聞きしていますと、それはもう既にやられているんですけれども、これをもっと進めるといいのではないかと思います。具体的に今、お話を伺っている中で、例えば、相談の電話に関する報告がありました。新規相談が818件、応答が1,110件、1日当たり4.2件とか、コールセンターがあるわけではないので、相当の負荷がかかっているのではないかと思います。ここで市町村の相談窓口を紹介するというのが、結構な仕事量になっているということが分かったので、リーフレット等なり、別の施策を展開されたというお話でした。

これは1つの良い例だと思います。電話相談の相談内容を記録分析して、よくある相談内容を反映したウェブサイトの記事にしたり、リーフレットの内容を変えたりすれば、相

談者は手軽に知りたいことが分かりますし、公調委職員の電話応対の負荷が下がり、電話での相談が必要な人により多くの時間を割くことができ、全体の満足度も上がるでしょう。人々がどのような情報を必要としているか、情報入手経路として何が使いやすいのかの観点から、施策間で役割を分担して連携していくとよいと思います。広報活動が個々の施策の点としてだけでなく、施策同士が連携すれば面として効果が上がってくるのではないかと思います。

以上、広聴の重要性、指標についての考え、施策間の連携というお話をしたのですが、ほかの皆様から出たお話とかを含めて、もう少し具体的に思ったことを話させていただきたいと思います。

公調委は、予算はもちろんですけども職員の方の数も限られていて、360度いろんなことをやったらほうがいいに決まっているけどそうは行きません。次の段階に進むとなると、何か公調委にとって問題な領域や重要な領域を特定して、そこで情報収集分析から始めて具体的に公調委独自の方法で解決をしていくというような段階になるのではないかと思います。

例えば、SNSをもっとやったほうがいいのか。いや、ツイッターなりXは既にやっているんだけどというやり取りが先ほどございましたけれども、ソーシャルメディアに焦点を当てるのであれば、現在、誰にどのように使われているのか。どんな投稿がよく読まれて、どんな投稿は読まれていないのかという現状の把握から始めて、そもそも何の目的でソーシャルメディア、あるいはXをやっているのかを再定義し、その目的に沿って施策を立案することが考えられると思います。

あるいは、都道府県別の受付件数なんかを拝見しますと、3年間全く受付がない。そういう県が随分あるというお話があります。受付が多いほうがいいのかというようなことではなくて、受付がないことが正しいという場合もあると思うのですが、例えば、これが問題かどうかを評価して必要ならば改善することが公調委にとって課題であるというのであれば、幾つかの県を対象にして取材したり、担当者の方のお話を聞いたりして情報収集し、ヒントをつかむというようなこともできると思います。

最後に、ジャストアイデアですけれども、先ほど、地方自治体の方が困ったときに、公調委は対応するのかという御質問に対して、そうなっているというお答えでした。公調委は窓口を開いているにもかかわらず、自治体ではそうは理解されていないとすると、窓口を開いていることが分かりにくいのだと思います。研修会では質問していいとは言ってい

ただいたけど、ここが聞く場所だ、ここにメールをしてもらえば、あるいは、この電話にかけてもらえば答えますとは明記されていないから、本当にいいのかなというような躊躇につながったりしているのではないのでしょうか。例えば相談ダイヤルに自治体の方もどうぞと付記することが考えられます。自治体の方は、一般国民の方よりも整理された御質問をされると思いますので、メールでのやりとりも有効と思います。自治体向け相談メールアドレスというのをつくって表示することも考えられます。多分そんなちょっとした変更だけでも、自治体の方、相談をする側の方からすると、かなり敷居が低くなるんじゃないかなと思います。これも実際にそれを開けてみたら、何か思ったのとは違った相談なりがどんどん来たというのであれば、また、その内容を精査して、次の施策につなげていけばよろしいのではないかなと思いました。

私は以上です。

【栗田事務局長】 ありがとうございました。

【石田調査官】 いろいろと御示唆いただきまして、ありがとうございました。御助言も踏まえて、何ができるか、何がよりよくなるかということにつきまして、検討していきたいなと思っているところです。特に先ほどおっしゃっていただいたような、こちらも自治体からちゃんと相談を受けるような形でやっているところではありますが、周知の仕方とか、今の話で御示唆をいただいたところもありますので、まず何ができるかということも含めて、少しでも進めていくように頑張っていきたいと思います。

【栗田事務局長】 一通り御意見を伺いまして、予定されていた時間も迫ってまいっておるところでございますが、土地利用調整に関する御意見等というのは、特にいただかなかったのでもしあればということと、あとは公調委の委員の方々、特にオンラインで参加されている方も含めまして、何か御発言をこの際ということがあれば、御自由にどなたからでもお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

それでは、御意見もいただけたということかと思います。意見交換は、ここまでといたしたいと思います。

本日は、本当に貴重な御意見をたくさん賜りましてありがとうございました。引き続き、公害等調整委員会の業務を着実に推進してまいりたいと思っております。

また、今後とも事務局から連絡等をさせていただくことがあろうかと思っておりますけれども、何とぞ、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ではこれにて閉会とさせていただきます。皆様、本日は本当にありがとうございました。